

上町委員 意見

【議事1】インクルーシブ遊具の整備

異論なし。

【議事2】子どもの村の遊具更新

(1) 駐車場の整備

- 駐車場整備予定地までの進入路の幅員が狭いとのことだが、公園入口入ってすぐのあたりに退避場所があった方がよいかもしれない。
- 駐車場整備予定地までの進入路の幅員が狭い、また駐車場が5台分しかない、地域住民の方への調整が必要であることをふまえると、駐車場の運用面に何か配慮が必要かもしれない。
 - 「駐車場の利用は事前申し込みが必要とする」
 - 「平日のみ解放、土日は予約が必要」
 - 「5台分とも障がい者用駐車場の旨、明記する」など。

(2) 広場の整備

- 上段広場への進入園路の整備を取りやめてしまうと、車いすの子どもが上段広場には行けなくなってしまうのではないかと、上段広場に特に遊具を整備しないとしても、子どもの村のエリア内の半分が車いすでアクセスできない、というのは障がいを持つ子どもさんおよびその保護者にとっては気分のいいものではないと思われる。
- 下段にインクルーシブ遊具を整備したとしても、上段には行けない、となると、エリアとしてインクルーシブではなくなる。
- モチノキ、イスノキが大切なのも事実だが、モチノキ、イスノキは子どもの村には他に数本ずつあるということ。一律にモチノキ、イスノキは伐採しない、と決めてしまうのではなく、モチノキ1本、イスノキ1本(＋ソメイヨシノなど2本)の価値と「インクルーシブな子どもの村」の価値のどちらを優先するのか、しっかりとした議論が必要かと思う。
- おそらく、現在の案では「車いすで何故、上段へ行けないのか」といった意見が利用者から出ると思う。
- その際に、「モチノキ、イスノキが大事だから、道が作れなかった」で障がいを持つ親御さんが納得できるか、公園側として、納得いただける説明が可能か、ということになると思う。

村上委員 意見

【こどもの村等、遊具の議論について】

- 局所的なデザインの対応に終始しているように感じられる。
- 身障者等への合理的配慮が義務的に求められるようになり、都市公園においても一律に考慮すべきものと考えられるが、県の県立都市公園における役割などの考えが全体会からの声として聞こえてこない。
- 明石公園で限定的に考える現在の議論の進め方について、事務局としてのスタンスを説明する必要がある。

- 先般のヒアリングにおいて、明石公園が「身障者が自律的に来園できる確率が他の都市公園に比較して格段に高い」ことが指摘された。明石公園の性格をその点から議論した経緯を残す必要があると考える。
- もし明石公園を県立都市公園のうち、最も身障者等への合理的配慮をすべき公園として位置付けるとすれば、どのような対応が必要か考えたうえで、議論を行うべきと考える。競技施設も同じ。身障者への合理的配慮の内容について、県立都市公園としての立ち位置を示し、充足すべき配慮内容を示したうえで、詳細のデザインに入るべきと考える。